

令和6年4月16日

## 総合評価方式に係る入札説明書 【総合評価方式（自己採点型）】

下記工事の入札を総合評価方式（簡易型・加算方式・見なし評価適用あり）によって実施します。

入札に参加する意向がありましたら、「総合評価自己採点申請書」を「入札書」、「入札金額見積内訳書」に加えて、応札時に「埼玉県電子入札共同システム」により提出してください。

入札参加者から提出された「総合評価自己採点申請書」と入札価格により落札候補者を決定します。落札候補者には、「入札参加資格等確認書類」と一緒に総合評価自己採点の根拠となる「技術資料」を提出していただきます。提出された「入札参加資格等確認書類」の審査及び「技術資料」の評価を行い、落札者を決定します。

当該入札に参加するためには、必ず「埼玉県電子入札共同システム」により、参加申込手続きを行ってください。

なお、この入札説明書に記載のない事項などは、次の優先順位とします。

- ①春日部市総合評価方式活用ガイドライン（以下「総合評価ガイドライン」という。）
- ②埼玉県総合評価方式活用ガイドラインVer18

### 記

#### 1 工事の概要

- (1) 工事名 A21号橋架け替え（R6）工事（その2）
- (2) 工事場所 春日部市南栄町外2地内
- (3) 工事業種 土木工事

#### 2 総合評価自己採点申請書

- ・ 自己採点申請書の様式は入札公告に掲載されている「総合評価自己採点申請書兼入札金額見積内訳書」を使用してください。
- ・ 自己採点申請書を「埼玉県電子入札共同システム」へ提出する時には、代表者印は必要ありません。
- ・ 評価基準、配点に基づく自社の申告点を正確に記入してください。なお、申告点欄が空白の場合は、その項目を「0点」として扱います。
- ・ 応札時に「入札書」、「入札金額見積内訳書」とともに「自己採点申請書」が提出されない場合、入札は無効として取り扱います。
- ・ 自己採点申請書の記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。

#### 3 総合評価に関する事項

- (1) 評価基準及び落札候補者となった場合の提出資料

- 落札候補者になりましたら、「入札参加資格等確認書類」と一緒に自己採点の根拠となる「技術資料」【自己採点申請書（落札候補者用提出書）、様式、添付資料等】を提出してください。なお、技術資料は設計図書の一部（契約内容の一部）とします。
- 入札時に提出した「自己採点申請書」と落札候補者時に提出した「自己採点申請書（兼落札候補者用提出書）」の記述が異なる場合には、先に提出した入札時に提出した「自己採点申請書」の記述を優先します。
- 評価は様式に記入された内容を添付資料及び各種データにより確認して採点します。各評価項目の評価点は自己採点申請書による値と上記により採点した値を比較して、低い方の値とします。
- 様式には必要事項を必ず記入してください。提出資料（該当する様式及び添付資料）に不備のあった評価項目は、加点対象外となります。
- 各様式の添付資料は、様式に記入された内容に対応する資料のみを添付してください。
- 配置予定技術者は、候補者を3名まで挙げるができます。この場合、各候補者に対して、該当する「配置予定技術者の技術能力」の評価項目の提出資料を提出してください。評価は、候補者として挙げられた者の「配置予定技術者の技術能力」の評価項目に関する合計点が、最も低い者の得点で行います。

## 入札説明書

### 共通提出資料

社名情報	
令和2年4月1日以降に社名変更、会社の合併、分社の有無及び有りの場合、必要事項を記入してください。	
提出資料	1. 様式（社名情報）
	2. 添付資料 登記簿等の写し（社名変更等有りの場合）

## 入札説明書

### 共通提出資料

配置予定技術者	
<p>当該工事に配置を予定している技術者（3名まで）について記入してください。 この様式に記載のない者は配置予定技術者として扱いません。4名以上記入した場合は失格とします。 なお、JVで参加する場合は、代表構成員の配置予定技術者を記入してください。</p>	
提出資料	1. 様式（配置予定技術者）
	2. 添付資料 なし

## 入札説明書

### ア 企業の技術能力

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(イ) 施工実績 【      / 1点】	評価基準	過去15年度間（平成20年度～令和4年度）に類似の公共工事の施工実績がある。 【類似：橋梁上部の撤去工事】	1点
	提出資料	上記に該当しない。	0点
		<p>1. 様式ア(イ)</p> <p>注1) 代表的な実績を1件提出してください。</p> <p>注2) 評価対象期間内に「契約工期の終期」が属する工事が対象です。</p> <p>注3) 類似の施工実績（工種、数量、施工条件、使用材料等）が添付資料で確認できない場合は、評価しません。</p> <p>注4) J V（経常・特定）の過年度実績及び評価対象者は、ガイドライン「5(2) 評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。</p> <p>2. 添付資料</p> <p>① コリンズ竣工登録の写し（契約データ、工事データ、技術データ）。</p> <p>注1) 工事名、工事場所、契約金額、工期、発注者、受注者、類似の施工実績（工種、数量、施工条件、使用材料等）が確認できる部分を添付してください。</p> <p>② コリンズだけでは求める施工実績が確認できない場合やコリンズ竣工登録がない場合、工事の請負契約書及び設計図書の写し。</p> <p>注1) 工事名、工事場所、契約金額、工期、発注者、受注者、類似の施工実績（工種、数量、施工条件、使用材料等）が確認できる部分（平面図、構造図、数量総括表等）を添付してください。</p> <p>注2) 工事完了が確認できる書類（「工事完成検査結果及び工事成績評定結果について（通知）」等）を併せて提出してください。</p> <p>③ ①、②だけでは確認できない場合、類似の施工実績（工種、数量、施工条件、使用材料等）が確認できる書類。</p> <p>注1) 工事完成図書等、その他類似工事の評価基準を確認できる工事書類を提出してください。</p> <p>注2) ②の工事の請負契約書に基づく工事であることが確認できる書類を併せて提出してください。</p> <p>④ 受注時の社名が現在と違う場合、社名の変更が分かる書類。</p> <p>⑤ J Vでの実績の場合、代表構成員であることが確認できる書類（特定建設工事共同企業体協定書など）。</p>	

## 入札説明書

### イ 企業の社会的貢献度

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(ア) 災害防止活動等の協定 【 / 1点】	評価基準	市機関等と協定等を締結し、災害防止活動への協力体制を整えている。	春日部市内に本店又は主たる営業所を置いている。  1点
		上記以外	0.5点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	1. 様式イ(ア) 注1) 入札公告日時点における当該協定等の締結の有無を評価します。なお、国又は県との協定は評価対象としません。 注2) JV(経常・特定)の評価対象者は、ガイドライン「5(2)評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。	
2. 添付資料 ① 貴社が加入している団体が協定を締結している場合 当該団体が発行する、入札公告時点において貴社が当該協定の適用となる者であることの証明書(経営事項審査用の防災協定締結証明書等)の写し。ただし、令和2年度以降に発行されたもの。 注1) 上記証明書以外は加点の対象としません。 注2) 証明日が入札公告日を過ぎている場合、当該協定等が入札公告日時点において締結されていることがわかるものを追加添付してください。		② 企業単体で協定を締結している場合 当該協定書(登録証等を含む)の写し	

## 入 札 説 明 書

### イ 企業の社会的貢献度

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(イ) 災害防止活動等の実績 【 / 1点】	評 価 基 準	令和3年度～令和4年度に春日部市（春日部市水道事業含む）の求めにより災害防止活動等を行った。	1点
		令和3年度～令和4年度に国土交通省との協定又は求めにより春日部市内で災害防止活動等を行った。	1点
		令和3年度～令和4年度に埼玉県との協定又は求めにより春日部市内で災害防止活動等を行った。	1点
		令和3年度～令和4年度に市内企業が国土交通省や埼玉県との協定又は求めにより春日部市外で災害防止活動等を行った。	0.5点
		上記に該当しない。	0点
提 出 資 料	<p>1. 様式イ(イ)</p> <p>注1) 該当する活動実績のうち、代表的なものを1件提出してください。</p> <p>注2) 活動実績が自然災害（台風、集中豪雨、地震等）に起因するものでない場合は、加点の対象としません。</p> <p>（例）交通事故によりガードレールが破損し、通行上支障となった場合の応急措置等は加点の対象としません。</p> <p>注3) J Vの過年度実績及び評価対象者は、ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。</p>		
	<p>2. 添付資料</p> <p>注1) 活動年月日、場所、活動内容等が確認できる書類を提出してください。</p> <p>注2) 国土交通省または埼玉県の協定に基づく活動の場合、次の書類により確認できるものを提出してください。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 国土交通省や埼玉県との協定書の写し</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 協会等の団体に所属している証明書等の写し</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 契約書等の写し</p> <p>注3) 国土交通省または埼玉県の求めによる活動の場合、証明書等により確認できるものを提出してください。</p>		

入 札 説 明 書

ウ 配置予定技術者の技術能力

評価項目	評価基準・提出資料	配点
(ア) 工事成績評 定 【     / 2点】	市発注工事の令和3年度～令和4年度の平均点が、83点以上	2点
	市発注工事の令和3年度～令和4年度の平均点が、82.6点以上83.0点未満	1.9点
	市発注工事の令和3年度～令和4年度の平均点が、82.2点以上82.6点未満	1.8点
	市発注工事の令和3年度～令和4年度の平均点が、81.8点以上82.2点未満	1.7点
	市発注工事の令和3年度～令和4年度の平均点が、81.4点以上81.8点未満	1.6点
	市発注工事の令和3年度～令和4年度の平均点が、81.0点以上81.4点未満	1.5点
	市発注工事の令和3年度～令和4年度の平均点が、80.6点以上81.0点未満	1.4点
	市発注工事の令和3年度～令和4年度の平均点が、80.2点以上80.6点未満	1.3点
	市発注工事の令和3年度～令和4年度の平均点が、79.8点以上80.2点未満	1.2点
	市発注工事の令和3年度～令和4年度の平均点が、79.4点以上79.8点未満	1.1点
	市発注工事の令和3年度～令和4年度の平均点が、79.0点以上79.4点未満	1.0点
	上記に該当しない、又は実績がない	0点



提出資料	<p>1. 様式ウ(ア)</p> <p>注1) J V (経常・特定) の過年度実績及び評価対象者は、ガイドライン「5 (2) 評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。</p> <p>注2) 配置予定技術者が全ての業種(29業種)において工事完成時点に従事していた工事成績を記入してください。</p> <p>注3) 配置予定技術者の技術能力に関する評価は、以下のいずれかの工事を対象とします。</p> <p>① 元請の主任技術者または監理技術者(特例技術者を含む)として工事を完成時に従事していた工事</p> <p>② 現場代理人として全工期(準備期間、後片付け期間または橋梁等の工場製作等の期間を除く)にわたって従事した工事</p> <p>注4) 過去に在籍していた会社での工事成績も評価対象となります。</p> <p>注5) 工事成績評定の平均点の算出において、小数点第2位以下の端数が生じたときは、小数点第2位以下を切り捨てて評価します。</p> <p>注6) 評価対象期間内に「完成年月日」が属する工事が対象です。</p> <p>注7) 対象とする工事は、春日部市公式ホームページの完成検査工事実績報告(<a href="http://www.city.kasukabe.lg.jp/jigyoshamuke/nyusatsu_keiiva ku/koujikensakekka/7832.html">http://www.city.kasukabe.lg.jp/jigyoshamuke/nyusatsu_keiiva ku/koujikensakekka/7832.html</a>)で掲載されているもの。</p>
	<p>2. 添付資料 なし</p> <p>注) 下記の場合は、該当する書類(特定建設工事共同企業体協定書など)を添付して下さい</p> <p>① J Vでの実績の場合は、代表構成員であることがわかる書類。(特定建設工事共同企業体協定書など)</p> <p>② 自社が認識している工事成績と春日部市公式ホームページの完成検査工事実績報告で公表されている完成検査工事一覧のデータに違いがある場合は「工事完成検査結果及び工事成績評定結果について」等の写し。</p> <p>③ 現場代理人として従事した工事で、当初と完成時の現場代理人が異なる場合には「コリズ竣工登録」の写し(契約データ、工事データ、技術者データ)、及び「旬工事の工事工程表」の写し。</p>

## 入 札 説 明 書

### カ 企業倫理や信頼性等

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(ア)入札契約に関する不当な強要行為 【 / -1点】	評価基準	令和3年度～公告日までの期間に入札契約に関する不当な強要を感じさせる行為をし、「春日部市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた。	-1点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	1 様式カ (ア) ～ (ク)	
		2 添付資料 なし	
(イ)過積載による法令違反 【 / -1点】	評価基準	令和3年度～公告日までの期間の春日部市発注工事で過積載を行い、道路交通法違反等により、「春日部市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた。	-1点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	1 様式カ (ア) ～ (ク)	
		2 添付資料 なし	
(ウ)ディーゼル不適合車の使用による法令違反 【 / -1点】	評価基準	令和3年度～公告日までの期間の春日部市発注工事でディーゼル車の不適合車を使用し、埼玉県生活環境保全条例違反により、「春日部市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた。	-1点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	1 様式カ (ア) ～ (ク)	
		2 添付資料 なし	
(エ)不正軽油の使用による法令違反 【 / -1点】	評価基準	令和3年度～公告日までの期間の春日部市発注工事で不正軽油を使用し、法令違反（地方税法違反、埼玉県生活環境保全条例違反等）により、「春日部市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた。	-1点

		上記に該当しない。	0点
	提出資料	1 様式カ (ア) ~ (ク)	
		2 添付資料 なし	
(オ) 死亡事故 【 / -1点】	評価基準	令和3年度~公告日までの期間に春日部市内において作業員又は第三者の死亡事故を起こし、「春日部市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた。	-1点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	1 様式カ (ア) ~ (ク)	
		2 添付資料 なし	
(カ) 総合評価の不履行 【 / -1点】	評価基準	令和3年度~公告日までの期間の総合評価方式による市発注工事の技術資料の履行確認結果において、「添付資料等で確認した結果、履行されていないことを確認」との通知を受けた。	-1点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	1 様式カ (ア) ~ (ク)	
		2 添付資料 なし	
(キ) カ (ア) からカ (カ) に該当しない入札参加停止措置 【 / -1点】	評価基準	カ (ア) からカ (カ) に該当せず、令和3年度~公告日までの期間に「春日部市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた。	-1点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	1 様式カ (ア) ~ (ク)	
		2 添付資料 なし	
(ク) 暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外 【 / -1点】	評価基準	令和3年度~公告日までの期間に「春日部市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた。	-1点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	1 様式カ (ア) ~ (ク)	
		2 添付資料 なし	

## 入札説明書

### キ 企業の技術能力

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(イ) 優秀工事表彰 【 /1.5点】	評価基準	令和2年度～令和4年度に春日部市の優秀建設工事受注者表彰を受けたことがある。 注1) 評価対象年度は受賞年度です。	1.5点
		上記に該当しない	0点
	提出資料	1. 様式キ(イ) 注) J Vでの表彰は、代表構成員としてのものに限りません。 2. 添付資料 なし 注) 下記の①の場合は、該当する書類を添付して下さい ① J Vでの実績の場合、代表構成員であることが確認できる書類（特定建設工事共同企業体協定書など）	

## 入札説明書

### ク 配置予定技術者の技術能力

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(エ) 保有する資格 【 /1点】	評価基準	一級土木施工管理技士の資格を保有している。	1点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	1. 様式ク(エ) 注1) 入札公告日時点において、資格が有効である場合に評価します。 注2) J V (経常・特定) の評価対象者は、ガイドライン「5 (2) 評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。	
	2. 添付資料 (有効期限のない資格の場合) 「合格証明書」の写し。 ただし、建設業法第27条第1項に規定する技術検定の合格後、合格証明書の受領までの期間は、指定試験機関が通知する「合格通知書」の写し。 (有効期限のある資格の場合) 有効期限が確認できる「資格者証」の写し。		

## 入札説明書

### ク 配置予定技術者の技術能力

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(オ) 優秀技術者表彰 【 /1点】	評価基準	平成30年度～令和4年度に春日部市優秀建設工事技術者表彰を受けたことがある。 注) 評価対象期間年度は受賞年度です。	1点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	1. 様式ク(オ) 注1) JV(経常・特定)の過年度実績及び評価対象者は、ガイドライン「5(2)評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。 注2) 過去に在籍していた会社での実績も評価対象とします。	
		2. 添付資料 ホームページに記載がない場合は、表彰状の写し。	

## 入 札 説 明 書

### コ 企業の社会的貢献度

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(ア)企業の社会的貢献の実績 (施設管理への協力活動・研修) 【 /1.5点】	評価基準	令和3年度～令和4年度に施設管理への協力活動の実績が2分類以上ある。	1.5点
		令和3年度～令和4年度に施設管理への協力活動の実績が1分類ある。	1点
		令和4年度に「埼玉県が推進する施策に係る研修」への参加実績がある。	0.5点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料 (施設管理への協力活動)	<p>1. 様式コ(ア)</p> <p>注1) 該当する実績を1つ選んで提出してください。</p> <p>注2) 施設管理への協力活動とは、市機関等の施設(注3参照)の管理に関して、次の①～⑤すべてを満たすものです。</p> <p style="margin-left: 20px;">①施設管理者の了解(協定書、認定書等)を得た活動である。</p> <p style="margin-left: 20px;">②企業(入札参加者)単独又は企業(入札参加者)を含む団体の活動である。</p> <p style="margin-left: 20px;">③自発的、自主的に行った活動である。</p> <p style="margin-left: 20px;">④施設管理者が主催する活動への参加ではない。</p> <p style="margin-left: 20px;">⑤イベント等への参加ではない。</p> <p>なお、企業に属する入札参加者でない営業所等が行った施設管理への協力活動も評価対象とする。国、県又は他市町村が管理する施設における活動実績は、原則として評価対象としない。</p> <p>注3) 市機関等の施設は、道路、河川、水路、水道、下水道、公園、学校、山林、その他の管理施設に分類されます。これらの分類のうち、異なる2つ以上の分類において施設管理への協力活動の実績がある場合には、「2分類以上」として評価します。</p> <p>注4) JV(経常・特定)の評価対象者は、ガイドライン「5(2)評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。</p>	
		<p>2. 添付資料</p> <p>①施設管理者との協定書又は認定書等の写し</p> <p>②協力活動実績報告書(日時、活動場所、活動施設分類、活動内容がわかるもの)</p> <p>③施設管理への協力活動実績証明書の写し</p>	

提出資料 (研修)	<p>1. 様式コ(ア)</p> <p>注1) 対象となる研修は次の①又は②とし、代表的な実績を1件提出してください。</p> <p>① 「建設業コンプライアンス研修会（令和4年度）」</p> <p>② {企業人権担当者研修会（令和4年度）}</p> <p>なお、対象となる研修は、埼玉県建設管理課のホームページでも確認できます。</p> <p>(<a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/sougouhyouka-kenshu.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/sougouhyouka-kenshu.html</a>)</p> <p>注2) 評価は受講者が受講時に所属していた会社に対して行います。</p> <p>注3) J V（経常・特定）の評価対象者は、ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。</p>
	<p>2. 添付資料</p> <p>該当する研修の受講証明書又は研修確認書の写し</p>



## 入札説明書

### コ 企業の社会的貢献度

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(イ)除雪契約実績 【 /1点】	評価基準	令和3年度～令和4年度に市機関等との除雪契約実績がある。	1点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	1. 様式コ(イ) 注1) 除雪契約実績は、単価契約又はその再委託契約（発注者の承諾を得た者に限る）を評価対象とします。 注2) 国、県、他市町村との実績は評価しません。 注3) JVで（経常・特定）の過年度実績及び評価対象者は、ガイドライン「5(2) 評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。	
		2. 添付資料 契約書の写し（再委託の場合は、受注者との契約書の写し及び発注者の承諾を証明するものの写し）	

## 入 札 説 明 書

### コ 企業の社会的貢献度

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(ウ)障がい者雇用 【 /1点】	評価基準	「障害者の雇用促進に関する法律」の法定雇用率（2.3％）に1ポイントを加えた率で障がい者（常用労働者）を雇用している。	1点
		法定雇用義務はないが障がい者（常用労働者）を雇用している。	1点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	<p>1. 様式コ(ウ)</p> <p>注1) 該当する実績を1つ選んで提出してください。</p> <p>注2) 入札公告日の直前の6月1日現在での状況を記載してください。</p> <p>注3) 評価基準である、次の①又は②について評価対象とします。</p> <p style="margin-left: 20px;">① 法定雇用義務のある事業主の場合は、障がい者雇用率（障害者雇用状況報告書の実雇用率）が3.3％以上の障がい者（常用労働者）を雇用している。</p> <p style="margin-left: 20px;">② 法定雇用義務のない事業主の場合は、障がい者（常用労働者）を雇用している。</p> <p>注4) JV（経常・特定）の評価対象者は、ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。</p> <p>注5) 法定雇用義務のある事業主とは、障害者雇用状況報告書の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数」が43.5人以上の事業主です。</p> <p>2. 添付資料</p> <p>①法定雇用義務があり、障がい者雇用率（障害者雇用状況報告書の実雇用率）が3.3％以上で障がい者（常用労働者）を雇用している事業主の場合</p> <p style="margin-left: 20px;">入札公告日時点の直前の6月1日現在で公共職業安定所長あて報告している「障害者雇用状況報告書」の事業主控え（公共職業安定所の受付印のあるもの）の写し。</p> <p style="margin-left: 20px;">電子申請による提出をした場合は、事業主控え及び提出したことがわかるもの（到達確認画面の写し又は状況確認画面の写し）</p> <p>②法定雇用義務のない事業主が、障がい者（常用労働者）を雇用している場合</p> <p style="margin-left: 20px;">「様式コ（ウ）」の①法定雇用義務の有無確認及び②障がい者（常用労働者）雇用の状況を記入してください。</p>	

## 入札説明書

### コ 企業の社会的貢献度

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(カ) パートナーシップ構築宣言の公表 【 /0.5点】	評価基準	パートナーシップ構築を宣言し、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトで公表している。	0.5点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	1. 様式コ(カ) 注1) 入札公告日時点において、入札参加者が当該宣言を作成し、かつ評価日時点において、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトで公表している場合に評価します。 注2) 評価日とは、発注者が技術資料を受領し、評価を行う日とします。 注3) JVで(経常・特定)の評価対象者は、ガイドライン「5(2)評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。 注4) 「パートナーシップ構築宣言」については、パートナーシップ構築宣言ポータルサイトを参照してください。 ( <a href="https://www.biz-partnership.jp/index.html">https://www.biz-partnership.jp/index.html</a> )	
	2. 添付資料 「パートナーシップ構築宣言」の写し。		

## 入札説明書

### コ 企業の社会的貢献度

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(キ)SDG s への取組 【 /0.5点】	評価基準	かすかべSDG s パートナーズに登録している。	0.5点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	1. 様式コ(キ) 注1) 入札公告日時点において、入札参加者がかすかべSDG s パートナーズに登録されている場合に評価します。 注2) JVで(経常・特定)の評価対象者は、ガイドライン「5(2)評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。 注3) かすかべSDG s パートナーズについては、市政策企画課「かすかべSDG s パートナーズ」ホームページを参照してください。 ( <a href="https://www.city.kasukabe.lg.jp/shiseijoho/shisaku_keikaku/SDGsmiraitoshi/11167.html">https://www.city.kasukabe.lg.jp/shiseijoho/shisaku_keikaku/SDGsmiraitoshi/11167.html</a> )	
2. 添付資料 ①かすかべSDG s パートナーズに登録している場合。 「様式コ(キ)」の下段に記入してください。 ②春日部市政策企画課ホームページに掲載がない場合、「かすかべSDG s パートナーズ参加申込書」の写し。			

## 入 札 説 明 書

### サ 担い手確保・育成に関する取組

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(イ)多様な働き方実践企業の認定 【 /1点】	評価基準	埼玉県「多様な働き方実践企業」のプラチナ又はゴールド認定(各々プラス評価を含む)を受けている。	1点
		埼玉県「多様な働き方実践企業」のシルバー認定(プラス評価を含む)を受けている。	0.5点
		上記に該当しない。	0点
	提出資料	1. 様式サ(イ) 注1) 入札公告日時点において、入札参加者が当該認定を受けている場合に評価します。 注2) JV(経常・特定)の評価対象者は、ガイドライン「5(2)評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。 注3) 「多様な働き方実践企業」については、埼玉県産業労働部多様な働き方推進課ホームページを参照してください。 ( <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/womenomics/diversity/index.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/womenomics/diversity/index.html</a> )	
		2. 添付資料 埼玉県多様な働き方実践企業認定証の写し。(有効期限内にあるもの)	

入札説明書

ス その他

評価項目	評価基準・提出資料		配点	
(ア) 市内下請の選定 【 /1点】	評価基準	下請負人を使用する場合	下請負人を1社以上春日部市内企業から選定する。	1点
			下請負人を春日部市内企業から選定しない。	0点
		下請負人を使用しない（すべて自社で施工する）場合	本店又は主たる営業所の所在地が春日部市内である。	1点
			本店又は主たる営業所の所在地が春日部市外である。	0点
	提出資料	1. 様式ス(ア) 注1) 下請人とは建設業許可を受けかつ、受注者との直接契約のある1次下請人をいい、2次下請人以降は評価の対象としません。 注2) 「春日部市内企業」とは、春日部市内に建設業許可の本店又は主たる営業所を有する企業とします。		
		2. 添付資料 なし		

## (2) 評価値の算出方法（「価格」は消費税抜き）

総合評価は、技術評価点と価格評価点を足し合わせた、評価値により行います。落札候補者の技術評価点は、技術資料を評価して得られた得点の合計値とします。

落札候補者以外の技術評価点は、自己採点申請書の値とします。

### 【加算方式】

評価値 = 技術評価点 + 価格評価点

$$\text{価格評価点} = (100,000 - \text{技術評価点満点}) - 100,000 \times \left( \frac{\text{入札価格} - \text{調査基準価格}}{\text{予定価格}} \right)$$

- 技術評価点 審査の結果得られた得点の合計値
- 評価値の満点 100,000点（見なし評価ありの場合）
- 価格評価点の満点 = 100,000点 - 技術評価点の満点
- 価格評価点は、小数点以下第4位を四捨五入し、第3位止めとします。小数点第3位止めの値で評価値に差がつかない場合は、価格評価点は小数点第4位以下の差が付いた値とします。この場合の評価値は、小数点第4位以下の差が付いた値とします。小数点以下第4位以下の値でも、評価値が同じ値の場合は、小数点第4位以下を切り捨て、小数点第3位止めとします。
- 入札価格、調査基準価格、予定価格は税抜きとします。

なお、入札価格が調査基準価格を下回った場合に入札価格を調査基準価格として「評価値」を算定する「見なし評価」を適用します。ただし、契約は入札価格とします。

### 【1/3失格基準】

技術評価の失格基準である「1/3失格基準」は、自己採点型では適用しません。

## (3) 落札者及び落札候補者の決定方法

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、自己採点申請書の合計値を用いて上記(2)の「評価値」を算出し、最も高い者を落札候補者とします。ただし、「評価値」の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定します。

イ 落札候補者の技術資料を評価した結果、「評価値」が最も高い場合は落札者とし、次順位の「評価値」を下回った場合は、適格者が確認できるまで次順位の者から技術資料の提出を求め、「評価値」の算出を行うものとします。

ウ 春日部市建設工事低入札価格取扱要綱（以下「低入札価格調査制度実施要領」という。）及びその他の規定に基づく失格者は落札者（落札候補者）としません。

エ 「見なし評価」された者を1者以上含み、「評価値」の最も高い者が2者以上あるときは、「見なし評価」を取りやめ、「評価値」の最も高い者のみ「評価値」を再計算し、最も高い者を落札候補者とします。さらに、この場合においても、なお同点であった場合は、くじ引きとします。

## (4) 配置予定技術者の配置不可通知

配置予定技術者が、落札候補者通知を受けた時点において、先に落札した他の工事に配

置されたため、配置できなくなった場合は、落札候補者通知日の翌日までに発注者に対して「配置予定技術者に係る配置不可通知書」の通知にて配置予定技術者が配置できなくなった旨を提出してください（配置予定技術者が配置できる場合は、通知の必要はありません。）。

この場合、入札参加資格を満たせなくなったことから無効として扱い、次の順位者へ落札候補者通知を行います。開札後に落札候補者通知を受けていない者は通知できません。

なお、この取り扱いは、総合評価方式にのみ適用するものであり、それ以外の入札では応札後の辞退はできません。

#### (5) 技術資料の内容の不履行について

技術資料は、設計図書の一部（契約内容の一部）とし、発注者の指示により実施しない提案事項を除き、技術資料にある提案事項はすべて履行確認の対象となります。受注者の責により提案事項の履行が確認できなかった場合は、ペナルティの対象となります。

受注者の責により提出された技術資料の内容を満たすことができなかった場合は、再度施工又は補修するものとします。再度施工又は補修が困難あるいは合理的ではない場合、受注者は違約金として不履行となった評価項目の配点に応じた金額（配点1.0点を請負代金額の1%に相当させた金額。ただし5%を上限とする。）を支払わなければなりません。併せて、工事成績評定の減点（-5点、2項目以上は-10点）を行います。

なお、受注者は、このことにより春日部市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づき入札参加停止措置を受けることがあります。

#### (6) 技術資料の虚偽記載について

契約締結前に技術資料に虚偽の記載があると判明した場合は、その技術資料を提出した者は失格とします。

契約締結後に技術資料に虚偽の記載があると判明した場合は、受注者は違約金として請負代金の5%を支払わなければなりません。併せて、工事成績評定の減点（-5点、2項目以上は-10点）を行います。

なお、受注者は、このことにより春日部市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づき入札参加停止措置を受けることがあります。

#### (7) 不適正な事項に対する措置について

ア 加算点（技術評価点）がマイナスとなった者は失格とします。

イ 提出された技術資料に不備があった場合、訂正を求めることなく、関係する評価項目の得点を与えません。

ウ 提出された技術資料が不誠実であるときは失格とします。（技術資料のうち技術提案部分 がすべて白紙又は「なし」等の記述のみの場合）

エ 評価項目の「企業倫理や信頼性等」のいずれかの項目が該当しているにもかかわらず、該当がない旨記載されている場合や様式の添付がない場合には、虚偽記載と判断し、失格とします。

## 4 技術資料の提出

(1) 落札候補者通知を受けた者は、「入札参加資格等確認書類」と一緒に技術資料を持参に



て提出してください。

- (2) 提出書類はA4サイズとし、落札候補者提出書（提出済みの「自己採点申請書」のコピー）に代表者印を押印したものを1頁とした通し番号を付するとともに、全頁数（頁の例：1/00~00/00）を表示してください。

なお、提出書類は袋綴じ・ホッチキス止め等はせずに、ダブルクリップ等で束ねて提出してください。

- (3) 技術資料は自己採点申請書の評価内容と相違がないように確認をしたうえで提出してください。

## 5 ヒアリング

実施しません。

## 6 落札者の決定通知

落札者の決定は埼玉県電子入札共同システムにて通知します。

入札情報公開システムの技術評価点と評価値については、落札者および評価を行った者については評価後の値、それ以外の者は自己採点申請書に基づく値となります。

## 7 評価状況に関する情報提供

落札者決定通知日の翌日から7日以内（閉庁日を除く）を期限とし、入札参加者から様式9により入札情報提供について依頼があった場合は、依頼のあった日から起算して7日以内（閉庁日を除く）に入札参加者本人の評価状況を様式10及び様式11により情報提供します。

なお、諸処の理由で入札が失格・無効等になり、技術評価点の公表対象とならなかった者には情報提供しません。

## 8 実施上の留意事項

- (1) 技術資料に記載された内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとします。

ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではありません。

なお、発注者は提案内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとします。また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することはしません。

- (2) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された技術資料は、技術評価以外に提出者に無断で使用することはありません。
- (4) 提出された技術資料は、返却いたしません。
- (5) 自己採点申請書の再提出や技術資料の追加・修正は認めません。
- (6) 総合評価自己採点申請書及び技術資料作成に関する手続についての問い合わせは、次の

とおります。

問い合わせ先：春日部市総務部契約課 契約担当  
電話：048-736-1128